

広島市規則第23号

令和8年3月27日

広島市ひとり親家庭等医療費補助条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市ひとり親家庭等医療費補助条例施行規則の一部を改正する規則

広島市ひとり親家庭等医療費補助条例施行規則（昭和54年広島市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第4条」を「第4条第1項」に改め、同条第2項第3号中「第4条第1号」を「第4条第1項第1号」に改め、同条第3項中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

第3条第2項中「第4条」を「第4条第1項」に、「によつて」を「により」に改める。

第5条第2項中「、毎年7月1日から同月31日までの間に」を削り、「前条」を「前条第1項各号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が公簿等により受給者証の更新に必要な事項を確認することができるときは、この限りでない。

第8条第1項中「第4条第1号」を「第4条第1項第1号」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条、第3条第2項及び第8条第1項の改正規定は、令和9年1月1日から施行する。